

第2章 基本構想

1. 都市づくりの基本理念・基本方針

本市では、まちづくりを進めるうえで最上位の計画となる「合志市総合計画 第2次基本構想」が2016年（平成28年）3月に策定され、『人と自然を大切にした協働によるまちづくり』を基本理念とし、将来都市像『元気・活力・創造のまち』や将来都市像を実現させるための横断的課題『健康都市こうし』を定めています。

都市計画マスタープランにおいても、総合計画が目指すまちづくりの実現に向けて、将来都市像を踏襲することとします。

将来都市像

元気・活力・創造のまち ～健康都市こうし～

また、総合計画で掲げている市の将来像の実現につなげていくためのまちづくりの6つの政策（基本方針）を踏まえ、都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本方針を以下のように設定します。

◆都市づくりの基本方針

①自然環境と調和した機能的な都市構造の形成

- ・将来の人口増加に対して、計画的に土地利用を誘導するとともに、適切な都市機能の集積を図ります。
- ・主要な道路や公共交通により地域間交流を促進する交通ネットワークを構築し、利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進します。
- ・市街化調整区域で形成される自然環境に恵まれた静かな住環境や地域コミュニティの保全を図ります。

②本市の活動を支える効率的・効果的な交通体系の形成

- ・本市の骨格となる交通体系を明確にすることにより、生活や産業を支える道路ネットワークの構築を図ります。
- ・都市内外との連携・交流を促進する利便性の高い公共交通の確保・維持・改善を図ります。
- ・通行量に応じた幅員の確保や段差の解消、電柱等障害物の移設など、誰もが安全・快適に移動できる道路環境の整備を推進します。

③農業と工業との連携による活力・賑わいの形成

- ・農業振興地域整備計画により農用地区域に指定された優良農地は、本市の基幹産業を支える重要な資源として、保全を図ります。
- ・既存工業団地の機能充実や新たなインターチェンジ周辺等への企業誘致の促進による産業集積を図ります。

④安全・安心に暮らせる都市環境の形成

- ・防災体制の構築や狭あい道路・行き止まりの解消、災害に強いライフライン整備など、災害に備えたまちづくりを推進します。
- ・地域コミュニティの維持・強化や市民との協働による防災・防犯活動を推進します。

⑤持続可能な都市経営の形成

- ・本市が積極的に進めている「産業振興及び地域社会発展のための包括的連携協定」による産学官民連携を活かした企業誘致を進めるなど、産業活動が活発に行われ、賑わいを呼び、市民が生き生きと働くことのできる稼げるまちづくりを推進します。
- ・財政制約が強まる中、都市政策のみならず、都市に関わる多方面の分野の政策とも連携し、経営の視点を盛り込んだ持続可能な都市づくりを推進します。

◆総合計画におけるまちづくりの6つの政策（基本方針）

1. 自治の健康

まちづくりについては、自治基本条例に定める「参画と協働」を基本に地域住民自治の推進を図ります。

併せて、「情報は市民共有の財産である」との認識のもと積極的な情報公開に努め、行政改革大綱に沿った改善、改革への取り組みで、より一層の透明性、信頼性のある市政運営をめざします。

また、安定した市政運営のため、自主財源の確保とともに、財政計画に基づく、健全な財政運営に努めます。

2. 福祉の健康

生涯にわたって健康で元氣な暮らしができるよう健康寿命の延伸をめざし、健康づくりへの取り組みを推進します。

併せて、住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、また高齢者や障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、すべての人にやさしい健康・福祉のまちづくりをめざします。

3. 教育の健康

未来を担う子どもたちの夢を育み、夢の実現をめざす教育を推進します。

また、市民一人ひとりの基本的人権を尊重しながら、市民が生き生きと生涯学習活動に取り組むことができる環境をつくり郷土愛の醸成を図ります。

4. 生活環境の健康

市街地から農村へと広がる、恵まれた自然を維持し、緑豊かな環境と調和した住環境の整備と循環型社会の構築を図りながら、安全安心に暮らせるまちづくりをめざします。

5. 都市基盤の健康

地域の特性を活かしながら、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、土地利用の推進と道路網の整備に努めます。

また、まちづくりと連動した市民が利用しやすい公共交通網の整備をはじめとした生活基盤の充実を図ります。

6. 産業の健康

本市の基幹産業である農業をはじめ、商工業など産業全体の振興を図るため、生産・販売力の強化による所得向上、後継者の育成、企業誘致による働く場の確保、新たな産業の創出、特産品の開発などに努め、合志市で暮らし、市内で働ける環境づくりを推進します。

2. 目標年次及び将来フレーム

(1) 目標年次

本計画の基準年次は、策定年となる2019年（令和元年）とし、都市計画マスタープランの目標である概ね20年後を想定し、2040年（令和22年）を目標年次として設定します。

また、基準年次から10年後となる中間年次（2030年（令和12年））には、本計画の見直しを検討するとともに、社会情勢などにより計画内容に変更を要する場合には、状況に応じて適宜見直しを検討します。

(2) 人口フレーム

本計画における推計人口は、2019年（平成31年）3月に本市が検討した将来推計人口を基に、以下のとおり設定します。

◆将来推計人口

基準年次 2019年（平成31年3月末時点）	中間年次 2030年（令和12年）	目標年次 2040年（令和22年）
62,343 人	70,578 人	76,507 人

(3) 土地利用フレーム

本市の市街化区域は、熊本市に隣接する南部に形成され、行政区域面積の約1割に人口の約6割が居住しています。市街化区域内の容積率は、ほとんどが100%未満と高くないものの、人口密度は63.0人/haと都市計画区域内の市町の中で最も高く、市街化区域内の田・畑・山林（土砂災害警戒区域（急傾斜）等約2haを除く）が占める割合は約6%と少ないことから、市街化区域内の開発用地はほとんどない状況にあります。そのため、市街化区域の拡大（竹迫地区65.0ha、御代志地区48.7ha）を順次行ってきました。

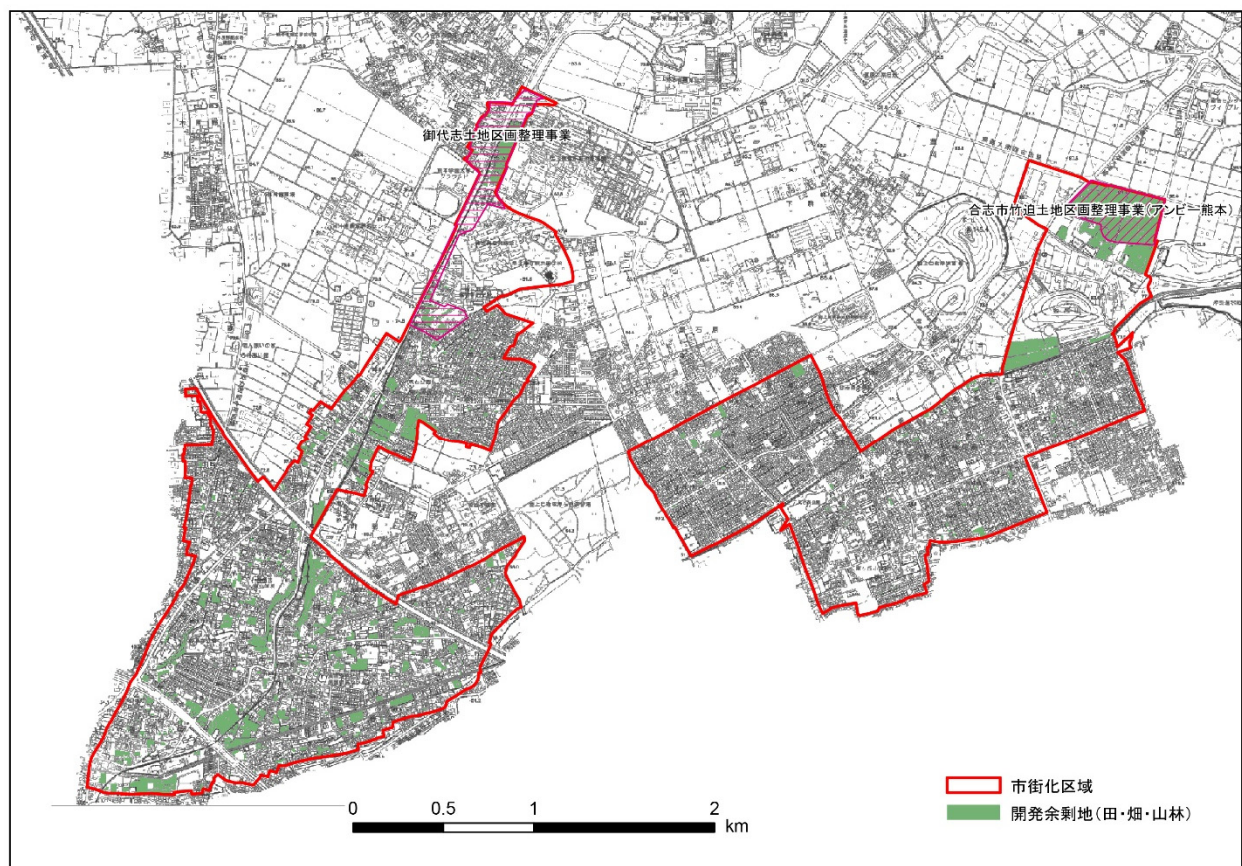
市街化調整区域においては、2008年（平成20年）に熊本県が制度化した集落内開発制度（法34-11指定区域）や本市が2007年（平成19年）に策定した市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画策定基本方針・計画基準（2019年（令和元年）改正）に基づき、計画的な市街地形成を図っています。北熊本SICが供用され、今後は中九州横断道路などが整備される中、利便性が高まるとともに、更なる人口増加が予測されることから、市街化調整区域の土地需要は更に高まることが予想されます。

以上を踏まえ、本市の今後の土地利用のあり方として、公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性ある区域に計画的に市街地を誘導するコンパクトなまちづくりを推進することとし、必要な市街地の規模を次のように算出しました。

◆新規に必要な市街地の規模

①基準年次（2019年）の人口（人）	62,343
	将来推計人口より
②目標年次（2040年）の推計人口（人）	76,507
	将来推計人口より
③増加予測人口（人）	14,164
	② - ①
④既存市街化区域内における開発余剰地（ha）	35
	2017年度（平成29年度）都市計画基礎調査より集計
⑤市街化区域可住地人口密度目標値（人/ha）	87.0
	第5回定期見直しに係る資料より
⑥既存市街化区域内での収容可能人口（人）	3,045
	④ * ⑤
⑦既存市街化区域内で収容できない人口（人）	11,119
	③ - ⑥

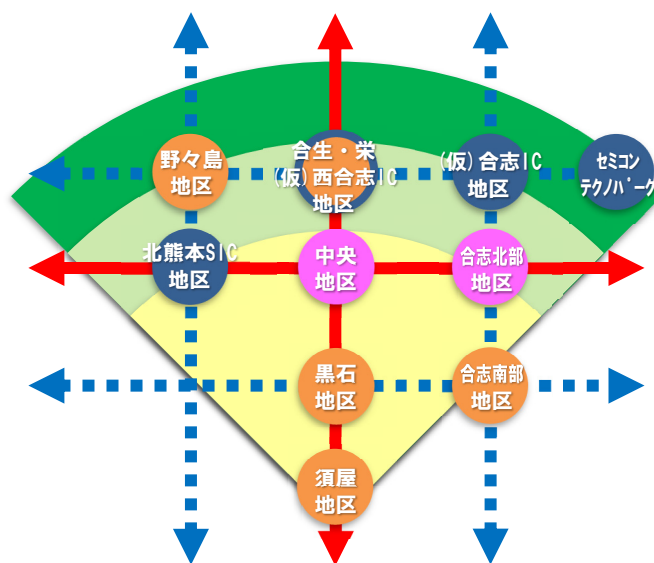
◆既存市街化区域内における開発余剰地（田・畑・山林）の状況



資料：庁内資料

- 総合計画 第2次基本構想（H28.3）等の上位関連計画を基に、本市の今後の都市づくりにおいては、市内各地域の特性を踏まえ、役割を明確にしながら、地域の拠点性を向上させる都市機能や生活環境の整備を図っていくことが重要です。市内各地域で不足する機能等については中心部や各地域間で補完し合うなど、地域間を公共交通等によって便利に移動できるアクセス性を確保・強化していくことが重要となります。また、今後も引き続き人口増加が予想される中、無秩序な宅地化を抑制し、拠点地区周辺や骨格となる軸周辺を基本とした公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性のある区域に計画的な市街地を誘導していくことが重要となります。

◆将来都市構造の基本イメージ



多様な都市機能が集積した地域核を形成

主要な道路や公共交通（鉄道・バス）により地域間交流を促進する交通ネットワークの構築

無秩序な宅地化を抑制し、利便性の高い拠点地区周辺や拠点地区へのアクセス性に優れる交通ネットワーク周辺を基本とした計画的な市街地形成を図るとともに、周辺の豊かな自然・田園環境との共生にも配慮した都市を形成

(1) 拠点地区

1) 都市機能拠点

市役所庁舎やヴィーブルなどが位置する合志北部地区や土地区画整理事業による「こうしの顔づくり」を進めている中央地区については、行政・商業・サービス・交通結節など高次の都市機能誘導を図る「都市機能拠点」として位置づけます。

2) 生活居住拠点

合志南部地区や野々島地区、合生・栄地区、黒石地区、須屋地区については、日常生活に関連の深い都市機能や各地域の特性を踏まえた都市機能の誘導を図る「生活居住拠点」として位置づけます。

3) 産業業務拠点

広域交通拠点となるインターチェンジ周辺という地理的優位性を有する北熊本SIC周辺地区や(仮)西合志IC周辺地区、(仮)合志IC周辺地区、市東部に位置するセミコンテクノパークは、計画的な土地利用誘導や産業基盤の充実を図る「産業業務拠点」として位置づけます。

(2) 骨格となる軸

1) 都市連携軸

本市を縦断する国道387号や本市を横断する市道 御代志植木線、(一)大津西合志線は、本市の骨格を形成する主要な道路であることから、「都市連携軸」として位置づけます。

2) 都市連携補完軸

その他主要地方道・一般県道等については、自動車交通を円滑に処理するとともに、市内各地域や拠点間、周辺市町を結ぶ市内道路ネットワークとして、都市連携軸を補完する「都市連携補完軸」として位置づけます。

(3) 土地利用ゾーニング

1) 市街地ゾーン

本市では、市街化調整区域における住宅開発等が進み、人口が増加傾向にあります。今後も安定した定住人口の確保や良好な市街地を形成するため、計画的な土地利用誘導による適正な市街地規模の確保を図ります。

公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性ある区域に計画的に市街地を誘導するコンパクトなまちづくりを推進していくことから、既存の市街化区域及び都市連携軸周辺を市街地ゾーンとして位置づけます。

2) 自然環境共生ゾーン

本市には、昔から形成されている集落や大規模な団地開発によって形成された集落が点在しています。これら既存集落については、今後も良好な集落環境を維持しつつ、生活道路や生活利便施設の整備など、コミュニティの活力維持を図ります。

3) 自然環境ゾーン

本市の市街化調整区域には、優良でまとまった農地が広がっています。また、市内には緑地や丘陵地も点在しています。良好な自然環境については、無秩序な開発を抑制し、保全を図ります。

◆将来都市構造図

